

宮城・山王遺跡 さんのう

- 1 所在地 宮城県多賀城市市川字多賀前
- 2 調査期間 一九九四年(平6) 四月～十一月
- 3 発掘機関 宮城県教育委員会
- 4 調査担当者 加藤道男・古川一明・佐久間光平・菅原弘樹
高橋栄一・佐藤憲幸・吉野 武・星 清
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(仙 台)

山王遺跡は特別史跡多賀城跡の南西部に位置し、砂押川と七北田川とによって形成された東西に長い自然堤防上に立地する。調査は一九七八年以来、宮城県教育委員会と多賀城市教育委員会によって断続的に行なわれ、弥生時代から江戸時代にわたる多数の遺構・遺物が確認されている。なかでも多賀城に

国府が置かれた奈良・平安時代(八～一〇世紀)には、多賀城の政庁中軸線及び外郭南辺と方向を揃えた東西・南北の道路遺構(次頁図参照)がみつかつており、それらで区画された約一町四方の区画内部の様子や遺物のあり方などから、少なくとも平安時代には、多賀城の前面に多賀城を意識した町並みが形成されていたことが明らかにってきた。

一九九四年度は、九二・九三年度に引き続き、多賀前地区(同図3～7)の調査を行なった。同地区の概要については、昨年度の報告でも述べているので参照していただきたい。九四年度の調査は、九三年度までの調査区のすぐ西側と北側、及び東西大路・西2道路交差点の一部を調査し、南1・南2・西1道路、及び河川跡の各延長を確認した。また区画の使われ方、変遷など、各区画内部の様子も以前の調査とあわせて、より明確さを増してきている。木簡はSK四一〇土坑から一点、SD二〇〇〇河川跡から二点の計三点が出土した。

SK四一〇は、東西大路北側溝と西2道路側溝の交わる部分に位置する土坑である。道路が造られる以前に埋まっており、この土坑をこわして、東西大路北側溝と西2道路側溝が造られている。これらの側溝による削平のため、平面形や大きさなどは不明である。

SD二〇〇〇は、南2・西0道路交差点の東及び南側を、北から南に流れる河川跡で、砂押川の旧河道とみられる。浸食と移動によ

107

どまとまった出土がみられない。木簡二点もAからの出土である。

8 木簡の釈文・内容

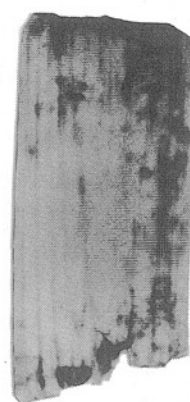
- | | | |
|-----|------------------------|-------------------|
| (1) | [見カ]
□□□
□□□ | (51)×24×5 081 |
| (2) | [日カ]
□九□□
□□五斗ノ] | (68)×23×4 039 |
| (3) | □□□□ | (79)×(20)×(3) 081 |

(1)がSK四一〇、(2)と(3)がSD二〇〇〇河川跡出土の木簡である。いずれも小断片のため文意は明瞭でないが、(2)については形状から荷札とみられる。物品は不明だが、「五斗」という記載内容からみて米が考えられよう。

ところで、九四年度で三年にわたる多賀前地区の調査が終了し、現在整理を進めている。出土遺物には多数の文字史料も含まれており、木簡については昨年、今年と報告してきたが、墨書土器や漆紙文書についてはあまり言及してこなかった。そこで簡略にはあるが、それらについても三年分をまとめて報告させていただきたい。

墨書土器は一六五〇点余り出土している。同地区全般から出土するが、なかでも東西大路側溝と河川跡からの出土が多く、全体の半数以上を占めている。器種と器形は土師器・須恵器の杯類が九割をこえるが、土師器の甕(約一一〇点)も少なからずある。墨書は体

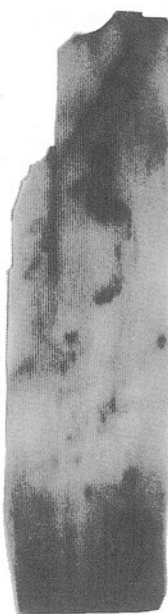
部外面にあるものが七割、底部外面が二割で、体部外面のものは正位で書かれたものが多い。破片資料が多いため判読できたものは必ずしも多くないが、約一六〇種、七〇〇点を判読した。



(1)



(2)



(3)



(b)



(c)



(a)

(a)

・口上

・平

・此鬼名中六鬼知

・申日病人(符録)急々如律令

寅年人□□里□鬼神知也

即顯腹取□

(体部外面)

(底部外面)

(内面)

写真(a)~(c)はいずれも河川跡から出土した。(a)は須恵器杯である。内面にかんがりの文字が記されており、二行目に符録と「急々如律令」の呪句がみえる。全体の内容は、判読しきれない文字もあり、難解で不明だが、内面の「病人」、底部外面の「平」といった文言からおそらく病氣平癒を願ったものと考えられる。(b)は須恵器杯の体部外面に正位で二つの人面と、横位で「丈部弟虫女代千収相」の文字が書かれている。「千収相」の意味は不明だが、人名に続く「代」は「形代」の意であろう。名前は異なるが同様の墨書土器がもう一点出土している。このような墨書土器の類例としては、千葉県八千代市北海道遺跡のものがよく知られている。(c)はいわゆる人面墨書土器で、土師器甕の四面に人面が描かれている。土師器甕の人面墨書土器は、この他にも河川跡、東西大路の側溝を中心に小破片も含めて九〇点以上が出土した。

墨書土器は、以上の他にも「西曹司」「厨」などの官司名、「宮城」「日理」「賀^{〔美カ〕}」などの郡名、「丸子」「秦」「物部」「和尔部福万」^{〔東九カ〕}「宇多^{〔東九カ〕}」などの人名をはじめ、「^{〔物カ〕}代進上」のように貢進を示す文言が記されたものもある。しかし、同地区の墨書土器で最も多いのは「大」「富」「生」「新」「善」「得」「吉」「川」「合」「藤」「定」「本」「井」など一字のみの墨書である。一字だけなので、意味の特定には慎重にならざるをえないが、これらのなかにはおそらく吉祥句も多く含まれているよう。

漆紙文書は一四点出土した。小断片であったり、漆や文字の残存状況がよくないものが多い。ここでは残存状況が良好なもの二点をあげる。

(d) . □四貫

×貫八百文別

×百文已上佐勢公

×十四貫別冊二貫

×貫一百五十文

冊段

□^{〔升カ〕}

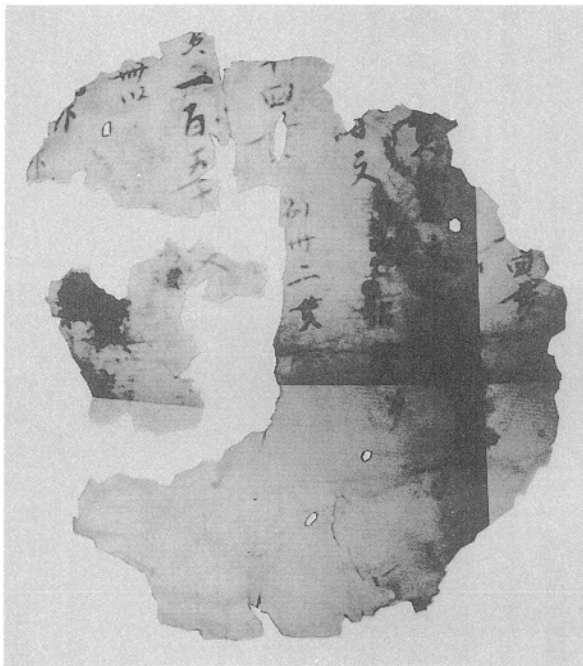
×^{〔升カ〕}

(オモテ面)

・×^{〔位カ〕}坂本臣黒人^{年廿七}正丁

(ウルシ面)

(d)は銭とその他の物品を記載した文書の断簡で、SK九五二土坑(道路遺構図3の区画内)から出土した。推定径は約一七cm、オモテ面、ウルシ面ともに文字が認められる。特にオモテ面の残存状況がよく、文書の上半が失われているが、八行分の文字と六本の縦押界線が確認できた。一～五行目に銭の記載、六～八行目に段、升といった物品の単位が認められる。文書の性格は、これらの銭、物品に



(d)オモテ面

関する何らかの帳簿であろう。三行目割注の「佐勢公」は人名とみられるが、古代における類別は見出していない。ウルシ面は漆の付着がひどく、人名を一行分確認できたにとどまる。文書の性格は不明である。なお、(d)が出土したSK九五二土坑からは、他にも二点の漆紙文書が出土している。一点は計帳、一点は歴名様文書である。

(e)

×^{〔忠〕}善不得為孝^{〔子カ〕}章×
 ×^{〔之カ〕}咎似^{〔之カ〕}曹^{〔子カ〕}日甚才×
 ×^{〔之カ〕}高行^{〔子カ〕}焉行者^{〔遇カ〕}×
 ×^{〔子カ〕}者蒙^{〔之カ〕}為甚大×
 ×^{〔之カ〕}之誼也^{〔子カ〕}夫天有常節^{〔之カ〕}宜^{〔子カ〕}人×
 ×^{〔之カ〕}變^{〔子カ〕}謂三^{〔子カ〕}孝其本矣兼^{〔子カ〕}統之^{〔子カ〕}人君之道×
 ×^{〔之カ〕}則人^{〔子カ〕}事也君^{〔子カ〕}其道無以有^{〔子カ〕}其國臣失其^{〔子カ〕}道×
 ×^{〔之カ〕}上之畜下不^{〔子カ〕}天地之經而^{〔子カ〕}是則之^{〔子カ〕}×
 ×^{〔之カ〕}上不虛孝之致也^{〔子カ〕}天地之經而^{〔子カ〕}是則之^{〔子カ〕}×
 ×^{〔之カ〕}安百姓人君之則^{〔子カ〕}護家事父母之則^{〔子カ〕}×
 ×^{〔之カ〕}力^{〔子カ〕}養^{〔子カ〕}婦之則人^{〔子カ〕}不易其則故^{〔子カ〕}×
 ×^{〔之カ〕}故家事修焉臣下不易其則故主^{〔子カ〕}×
 ×^{〔之カ〕}親養具焉斯皆^{〔子カ〕}天地之常道也×

(オモテ面)

黄男肆人

奴屯人

婢屯人

課×

輸庸狹布壹×

×麻呂

(ウルシ面)

(e)は計帳歴名の裏に「古文孝経孔氏伝」を書写したものである。

SD一〇二〇溝(道路遺構図4の区画内)から出土した。漆の付着面を内側に四折りにした状態で廃棄されており、約半分が失われている。四折りの形状がよく残り、また漆の付着が強固だったので切開を伴う展開は最小限にとどめ、観察と写真とによる復元的な展開を行なった。推定径は約二・一cm、オモテ面で文字は約一五〇字確認できる。部分的に縦押界線も認められた。内容は「古文孝経孔氏伝」の孝平章、三才章の一部と断定できる。達筆で整然と書かれているが、文字の横の並びは揃っていない。一行あたりの字数は注文で二三―二五字である。「古文孝経孔氏伝」は胆沢城でも出土しており(岩手県水沢市教育委員会「胆沢城跡―昭和五八年度発掘調査概報―」(一九八四年)、本漆紙が二例目となる。記述が胆沢城のものとはわずかに重なる部分があるが、文字に異同があり、一行あたりの字数にも違いがある。書写の底本は異なると考えられる。

一方、ウルシ面は切開による展開を避けたため、直接観察ができない。だが、オモテ面を水で濡らすと、ウルシ面の文字が明瞭に浮き出てくるので、左文字での確認が可能である。さらにこれらをオモテ面の『孝経』の字列にそって配列することで、ウルシ面の文書も復元できた。

ウルシ面の文書は縦・横の墨界線をもつ整然とした文書で、内容と書式から陸奥国計帳歴名であることが判明した。書式は「天平十二年越前国江沼郡計帳歴名」によく似ている。ウルシ面が墨界線をもつ整然とした計帳歴名であることは、むしろこの面が一次文書であることを示している。オモテ面の『孝経』は達筆だが、文字の横の並びが揃わないなど、体裁はあまり整わない。『孝経』はオモテ面であるがゆえに、良好に残存していたにすぎず、実際には二次文書であったとみられる。はじめ陸奥国計帳歴名として利用されたのち、紙背に『孝経』が書かれた。つまり本漆紙の『孝経』は陸奥国府で書写されたものである。

墨書土器、漆紙文書については以上である。なお、文字史料の釈読については京都教育大学和田萃氏、東北大学今泉隆雄氏、国立歴史民俗博物館平川南氏、宮城県多賀城跡調査研究所佐藤和彦氏、奈良国立文化財研究所史料調査室の諸氏にご教示をいただいた。

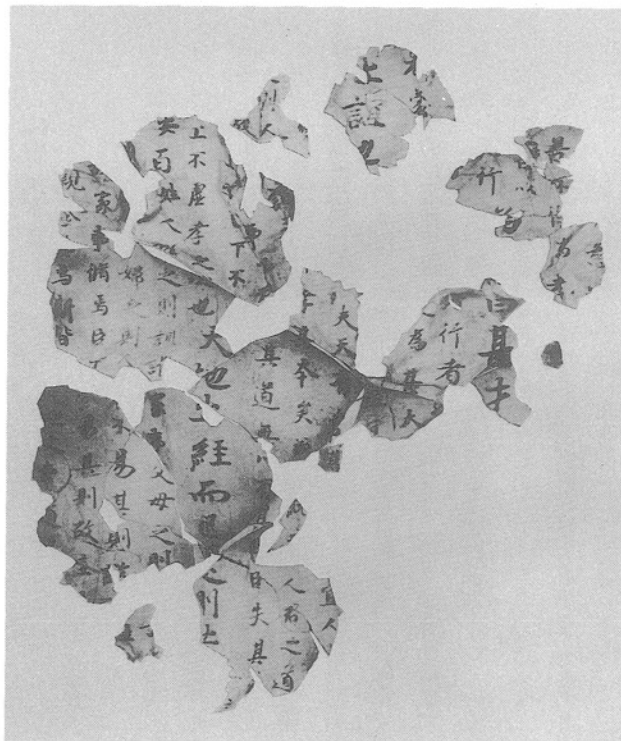
9 関係文献

宮城県教育委員会『山王遺跡—多賀前地区調査概報—』（一九九三

年）

菅原弘樹「多賀城周辺の様子」（『日本歴史』五四四 一九九三年）

（吉野 武）



(e)オモテ面